

【事案 2020-137】保険料払込免除請求

- 令和 3 年 4 月 13 日 裁定終了

＜事案の概要＞

保険料の払込免除を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 31 年 3 月に事故に遇い、5 月に第 3 腰椎圧迫骨折の診断を受け、8 月に症状固定の診断を受けたため、平成 28 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、保険料の払込免除を請求したところ、事故前から罹患していた SAPHO 症候群による脊椎関節炎が原因であり、本事故による傷害を直接の原因とするものではないとして、約款上の保険料免除事由にあたらないと判断され、保険料免除の適用を拒否された。しかし、以下等の理由により、保険料の払込免除を適用してほしい。

- (1) 複数の医師から、腰椎圧迫骨折と SAPHO 症候群は直接的な関連性はないと診断されたにとかかわらず、保険会社は、脊柱に著しい運動障害がある状態となった原因是、双方の傷病であると判断し、SAPHO 症候群はコントロール次第で改善の可能性があるので、圧迫骨折が運動障害を永久に残すものではないと一方的に結論づけている。
- (2) 本事故から、1 年半近く経過したが、腰椎自動運動範囲後屈はほとんど 0° に近く腰椎の痛みも継続している。
- (3) SAPHO 症候群は、医師より、かなり回復傾向であると伝えられた。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 身体障害状態は SAPHO 症候群に伴う脊椎関節炎が原因であり、不慮の事故による傷害を直接の原因とするものではない。
- (2) 一般的に第 3 腰椎圧迫骨折から回復不能の身体障害にまで至るとは考えにくく、本事故の態様からしてもそれほどの衝撃を受けたわけではないと思われ、胸腰椎の可動域制限は事故による傷害以外の内因によるものと考えるのが自然である。
- (3) 申立人の主治医の回答書は、胸椎の可動域制限に關し、回復可能性の余地を認める内容となっていて、少なくとも現状においては、運動障害を永久に残すものと認めるとはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の身体障害状態は、約款上の保険料払込免除事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。